

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施 に関する訓令

(昭和44年8月1日警察本部訓令第17号)

[沿革]平成18年5月第19号最終改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令の全部を改正する訓令を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和29年岩手県条例第34号)の規定に基づき、災害給付の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害発生報告)

第2条 法第2条に規定する災害が発生した場合には、次の各号に掲げる区分により、課長等、校長又は署長(以下「課署の長」という。)は本部長に対し、速やかに、警察官の職務に協力援助した者の災害発生報告書(様式第1号)を提出しなければならない。

(1) 警察官に協力援助したことに起因するもの 協力援助を受けた警察官の所属長たる課署の長

(2) 自ら現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助又は人命の救助に当たつたことに起因するもの 災害の発生地を管轄する署長

2 前項の報告書には、現認証明書、医師の診断書その他災害の認定に必要な書類を添付するものとする。

3 第1項の場合において、課署の長は、協力援助者(法第2条に規定する協力援助者をいう。以下同じ。)の住所地が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合を除き、協力援助者の住所地を管轄する署長に対し、速やかに、その状況を通知しなければならない。

第3条 警察官は、法第2条に規定する災害の発生を知つたときは、速やかに、所属長たる課署の長に報告しなければならない。

(災害の認定)

第4条 警察官は、第2条の報告を受けたときは、その災害が法第2条に規定する警察官の職務に協力援助したための災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 本部長は、前項の規定により、その災害が法第2条に規定する警察官の職務に協力援助したための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書(様式第2号)により、速やかにその旨を通知するものとする。警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号。以下「政令」という。)第10条の2第1項後段(政令第10条の7第6項において準用する場合を含む。)、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号、第12条の2若しくは附則第2条第1項若しくは第2項の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は政令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

(医療機関等の指定)

第5条 本部長は、法第5条第1項第1号に規定する療養の給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者(居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。)を指定することができる。

第5条の2 政令第7条の2第1項第2号の本部長が定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）

（休業給付を行わない期間）

第5条の3 政令第13条の本部長が定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 懲役、禁固若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間
- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間

（給付の請求方法）

第6条 給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、次に定める請求書を本部長に提出するものとする。ただし、第5条に規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（様式第3号）
- (2) 障害給付一時金請求書（様式第4号）
- (3) 介護給付請求書（様式第4号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第5号）
- (5) 葬祭給付請求書（様式第6号）
- (6) 未支給の給付請求書（様式第7号）
- (7) 休業給付請求書（様式第8号）
- (8) 傷病給付年金請求書（様式第8号の2）
- (9) 障害給付年金請求書（様式第9号）
- (10) 遺族給付年金請求書（様式第10号）

第7条 介護給付請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以降の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 政令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 政令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

2 遺族給付一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡（政令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第4項において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（特別区及び指定都市の区にあつては区長をいう。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と

同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に政令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が政令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (6) 請求者が政令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することができる書類

3 未支給の給付請求書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合には、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下この項において同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
 - ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることができる書類
 - ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、政令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (4) 死亡受給権者が前条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

4 遺族給付年金請求書には、ついに掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写
 - (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
 - (4) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が政令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡当時から引き続きその状態であることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料
 - (5) 請求者が、婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - (6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類
- （給付の決定）

第8条 本部長は、給付の請求書を受理した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

第9条 本部長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上

支給するものとする。

(端数の処理)

第10条 政令第7条第6項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(年金証書)

第11条 本部長は、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金(以下「年金たる給付」という。)の支給に関する通知をするときは、当該年金を受けるべき者に対し、併せて年金証書(様式第13号)を交付するものとする。

2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項(年金額に係る記載事項を除く。)を変更する必要があるときは、当該証書と引き換えに新たな年金証書を交付するものとする。

第12条 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は損傷したときは、年金証書再交付請求書(様式第14号)に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかに、これを本部長に返納しなければならない。

第13条 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失に係る年金証書を本部長に返納しなければならない。

(郵便局等の届出等)

第14条 年金たる給付を郵便局又は金融機関(以下「郵便局等」という。)で受け取ることを希望する者は、年金受給郵便局等届出書(様式第15号)を本部長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る郵便局等を変更する場合には、速やかに年金受給郵便局等変更届出書(様式第15号の2)を本部長に提出するものとする。

(過誤払による返還金債権への充当の通知)

第14条の2 本部長は、政令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

(2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

(障害の程度の変更)

第15条 傷病給付年金又は障害給付年金を受けている者が政令第6条の2第4項又は政令第7条第7項の規定に該当する場合には、本部長は、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書(様式第15号の3)又は障害給付変更決定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書(様式第16号の2)又は障害給付変更請求書(様式第17号)を本部長に提出しなければならない。

3 前項の請求書には、障害の程度に変更があつた時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

(年金たる給付の額の改定の通知)

第16条 本部長は、年金たる給付の額を改定したときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書(様式第18号)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(遺族給付年金の請求等の代表者)

第17条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そ

のうち1人を当該遺族給付年金に係る請求及び受領についての代表者に選任することができる。

- 2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに、その事実を証明することのできる書類を添付して、書面でその旨を本部長に届け出なければならない。
(所在不明による支給停止の申請等)

第18条 政令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書(様式第19号)に必要な書類を添付して、これを本部長に提出するものとする。

- 2 政令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書(様式第20号)に年金証書を添えて、これを本部長に提出するものとする。
- 3 本部長は、前2項の規定による申請に基づき、遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、申請者に書面でその旨を通知するものとする。
(定期報告等)

第19条 療養給付を2年以上受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年1回2月中にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の額の算定の基礎となる遺族の現状に関して、療養・障害現状報告書(様式第21号)又は遺族の現状報告書(様式第22号)を本部長に提出しなければならない。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りではない。

第19条の2 療養給付を受けている者で、療養の開始後1年6月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていない者は、同日後1月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を本部長に提出しなければならない。

- 2 本部長は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。
(届出)

第20条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 傷病給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が政令別表第1に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなつたとき。
- (3) 障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害が政令別表第2に掲げる障害の程度に該当しなくなつたとき。
- (4) 遺族給付年金を受けている者にあつては、次に掲げる場合
 - ア 政令第10条第4項第2号に該当するに至つたとき。
 - イ 政令第10条の2第1項(同項第1号及び第5号を除く。)の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。
 - ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき(その遺族に政令第10条の2第1項第5号に該当するに至つた者が生じたときを除く。)

- 2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出なければならない。

- 3 前2項(第1項第2号を除く。)の届出をする場合には、その事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第20条の2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなつた場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

(記録簿)

第21条 本部長は、災害給付記録簿(様式第23号)、傷病給付年金記録簿(様式第23号の2)、障害給付年金記録簿(様式第24号)及び遺族給付年金記録簿(様式第25号)を備え、必要な事項を記録するものとする。

(書類の保存)

第22条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存するものとする。

(給付の請求に対する助力等)

第23条 課署の長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續きに積極的に助力しなければならない。

2 署長は、給付を受けるべき者の要求に応じて、速やかに、必要な証明をしなければならない。

(障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置)

第24条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書(様式第26号)、障害給付年金付金前払一時金請求書(様式第26号の2)又は遺族給付年金前払一時金請求書(様式第26号の3)を本部長に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害給付年金を受ける権利を有する者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類又はその写
 - (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する者との続柄に関し市町村長が発行する証明書
 - (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、政令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
 - (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
 - (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が政令附則第2条第4項において準用する政令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
 - (6) 障害給付年金を受ける権利を有する者が死亡前に第6条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行う者とした場合に必要な書類その他の資料
- 3 本部長は、第1項に規定する請求書を受領した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第24条の2 本部長は、政令附則第3条第5項(政令附則第4条第4項において準用する場合を含む。)の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金停止期間満了通知書(様式第27号)により速やかにその旨を通知するものとする。

附 則

この訓令は、昭和48年8月1日から施行する。

中 略

附 則(平成12年3月14日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。ただし、様式第19号の改正規定、様式第20号の改正規定及び様式第22号の改正規定は、平成12年3月14日から施行する。

附 則(平成18年5月24日警察本部訓令19号)

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

第 号
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

(課署の長)

印

警察官の職務に協力援助した者の災害発生報告書

下記のように警察官の職務に協力援助した者の災害が発生したので報告します。

記

- 1 協力援助を受けた警察官
職、階級 氏 名 (年 月 日生)
- 2 協力援助した者
住所
職業 氏 名 (年 月 日生) 男女
- 3 給付を受けるべき者
住所
災害を受けた者との続柄又は関係
氏 名 (年 月 日生)
- 4 災害発生の日時
年 月 日 時 分頃
- 5 災害発生場所
- 6 災害発生原因及びその状況
- 7 傷病名、傷病の部位及びその程度
- 8 医師の意見、剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項

注 災害が自ら現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助又は人命の救助に当たったことに起因するものであるときは、第 1 項の記入は必要ない。この場合は、第 2 項以下を順次 1 項ずつ繰り上げるものとする。

様式第2号(第4条関係)

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
<p>(給付を受けるべき者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">岩手県警察本部長 印</p> <p style="text-align: center;">災 害 給 付 通 知 書</p> <p>あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 災害を受けた者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (年 月 日生) 男女</p> <p>2 傷病名</p> <p>3 災害発生年月日</p>			

注 意 事 項

- 1 あなたは、下記の事由に該当するときは、それぞれの事由に対応する給付を受けることができますので、速やかに請求書を提出して下さい。
- 2 請求に必要な手続等の詳細については、近くの警察署に問い合わせして下さい。
あなたが受けることができる給付の内容

1 あなたが被災者である場合

- (1) 療養給付
協力援助したために受けた負傷又は疾病については、次に掲げるもので、療養上相当と認められるものを療養給付として受けることができます。
ア 診療
イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置、手術その他の治療
エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
カ 移送

- (2) 傷病給付
協力援助したための負傷又は疾病が、療養の開始後1年6月を経過した日以後において治らないで、政令に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病給付を受けることができます。
なお、傷病給付を受ける場合には休業給付を受けることができません。

- (3) 障害給付
協力援助したための負傷又は疾病が治つたとき、政令(注参照)に定められている程度の障害が残つたときは、その程度に応じて障害給付年金又は障害給付一時金を受けることができます。

- (4) 障害給付年金前払一時金
障害給付年金を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害給付年金前払一時金を受けることができます。
なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

- (5) 介護給付
傷病給付年金又は障害給付年金を受けることができる場合で、政令で定める程度の障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護給付を受けることができます。

- (6) 休業給付
協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の100分の60に相当する金額の休業給付を受けることができます。

2 あなたが被災者以外のものである場合

- (1) 遺族給付
あなたが協力援助したため死亡した協力援助者の遺族であつて、政令第9条の規定に該当する場合は遺族給付年金をその他の場合は遺族給付一時金を受けることができます。

- (2) 遺族給付年金前払一時金
あなたが遺族給付年金を受けることができる場合は、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族給付年金前払一時金を受けることができます。
なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

- (3) 葬祭給付
あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行つた者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭給付を受けることができます。

- (4) 障害給付年金差額一時金
あなたが障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の遺族であつて、死亡した協力援助者に支給された障害給付年金及び障害給付年金前払一時金を受けることができます。

- (5) 未支給の給付
あなたが給付の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

注 政令とは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)をいいます。

様式第3号
(省略)

様式第4号
(省略)

様式第5号
(省略)

様式第6号
(省略)

様式第7号
(省略)

様式第8号
(省略)

様式第9号
(省略)

様式第10号
(省略)

様式第11号
(省略)

様式第12号（第8条関係）

給付決定通知書

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
(請求者) 住 所 氏 名 様 下記のとおり給付を決定したので 通知します。		岩手県警察本部長 印	
給付の種類	決定額	給付の種類	決定額
療 養 給 付	円	葬 祭 給 付	円
傷 病 給 付 年 金	円	障 害 給 付 年 金 差 額 金	円
障 害 給 付 年 金	円	一 時 金	円
障 害 給 付 一 時 金	円	障 害 給 付 年 金	円
介 護 給 付	円	一 時 金	円
遺 族 給 付 一 時 金	円	未 支 給 の 給 付	円
遺 族 給 付 一 時 金	円	休 業 給 付	円
合		計 円	
備考			

様式第13号
(省略)

様式第14号
(省略)

様式第15号
(省略)

様式第16号
(省略)

様式第17号
(省略)

様式第18号
(省略)

様式第19号
(省略)

様式第20号
(省略)

様式第21号
(省略)

様式第22号
(省略)

様式第23号
(省略)

様式第24号
(省略)

様式第25号
(省略)

様式第26号
(省略)

様式第27号
(省略)